議案第１５８号

上越市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部改正について

上越市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部を改正する条例

上越市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成３０年上越市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第９号中「第２条第１０項」を「第２条第１２項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。